## 市街化区域内農地《農地法第4条、第5条》転用届出提出書類

No.	提出書類	備考	4条	5条	確認
1	届出書	実印を押印し、欄外に捨印も	2通	3通	
2	印鑑証明書	3か月以内のもの (4条は届出人、5条は受人渡人双方)	1通	各1通	
3	全部事項証明(土地)	法務局の証明印があるもの(6か月以内)	1通	1通	
4	公図	法務局の証明印があるもの(6か月以内)	1通	1通	
5	位置図	都市計画図の写しなど	1通	1通	
6	案内図	住宅地図など	1通	1通	
7	配置図		1通	1通	

## 下記8~12について該当する場合は提出してください。

No.	提出書類	備考	4条	5条	確認
8	履歴事項全部証明書	法人の場合	1通	1通	
9	開発許可書の写	都市計画法第29条に該当の場合 (1,000 ㎡を超える開発のもの)	ı	1通	
10	農地法第 20 条の許可書	賃貸借の農地の場合	1通	1通	
11	解約につき合意の 成立したことを証 する書面	賃貸借の農事調停等により解約される こととなっている場合	1通	1通	
12	戸籍謄本(除籍 謄本)等	届出者が真正な権利者であるか土地登記 簿謄本で確認できない場合	1通	1通	

## 注意事項

- ◎ 委任された者が届出をする場合には、委任状が必要です。
- ◎ 全部事項証明(土地登記簿謄本)に記載された所有者と届出人が一致しない場合には、住民票や戸籍謄本等確認できるものを提出してください。
- ◎ 提出される各種証明、謄本等については届出書提出日以前3か月以内に交付を受けたものとしてください。
  - ※ 受付は随時行っていますが、不足書類がある場合には受付できません。
  - ※ 届出書類は、内容を確認できる方が持参してください。 不明な点については、小川町農業委員会にお問い合わせください。

電話番号 0493-72-1221 内線 242